

定率減税の廃止

住民税(所得割)		所得税	
現行 (平成18年度)	改正後 (平成19年度～)	現行 (平成18年分)	改正後 (平成19年分～)
所得割額の7.5%相当額(最高2万円)を減税	廃止	所得税額の10%相当額(最高12万5千円)を減税	廃止

定率減税の廃止

定率減税は、平成11年から景気対策の特例措置として実施されてきました。当時と比べ、経済状況の改善がみえることから、廃止となります。(右表のとおり)

これにより、税負担が増えることとなります。

非課税措置の段階的廃止

	均等割額			所得割額
	町民税	県民税		
		均等割	森林環境保全税	
平成18年度	(1/3課税) 1,000円	(1/3課税) 300円	300円	1/3課税
平成19年度	(2/3課税) 2,000円	(2/3課税) 600円	300円	2/3課税
平成20年度	(全額) 3,000円	(全額) 1,000円	見直し予定	全額課税

昭和15年1月1日以前生まれの方に係る非課税措置が段階的廃止

昭和15年1月1日以前生まれの方で、前年中の合計所得金額が125万円以下の方に對する非課税措置が段階的に廃止され、左表のとおり課税されます。

地震保険料控除の創設(平成20年度)

地震保険料などの掛金の2分の1(最高2万5千円)が控除されます。この控除の創設により、従来の損害保険料控除は廃止となります。

経過措置として、平成18年12月31日までに契約した長期損害保険契約などの損害保険料控除は従前どおり適用されます。

※地震保険料と損害保険料のどちらも控除される場合は、合わせて最高2万5千円が控除されます。

住宅ローン減税

(平成20年度～平成28年度)

税源移譲(税制改正)により所得税の住宅ローン減税控除額が減る場合があります。その場合、翌年度の住民税の減額で補うことができますので申請をしてください。

※ただし、平成11年から平成18年までに入居された方が対象です。

皆さんへのお願い

確定申告(住民税申告)をしてください!

税務署で確定申告が必要ないと言われた場合でも、住民税の申告が必要となりますので、申告相談期間中に町への申告をお願いします。

社会保険料を支払っている場合や障害者控除、寡婦(寡夫)控除に該当する場合などについては、申告により税額が大きく変わる場合があります。

国民健康保険に加入されている場合は、所得申告がないと軽減措置の対象であるか判断できませんので、必ず申告されるようお願いいたします。

確定申告(住民税申告)に必要な書類を大切に

☆申告に必要な主な書類など
・給与や公的年金等の源泉徴収票

・生命保険、個人年金、および損害保険の保険料控除証明書

・国民年金保険料控除証明書
・医療費控除に必要な領収書
・所得計算に必要な領収書など

先ず問い合わせ
役場本庁税務課
電話 0859-54-5208